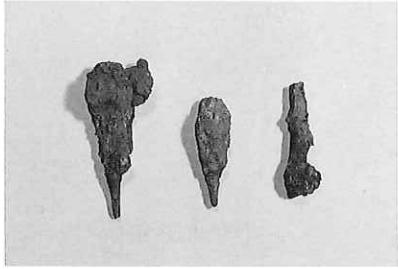
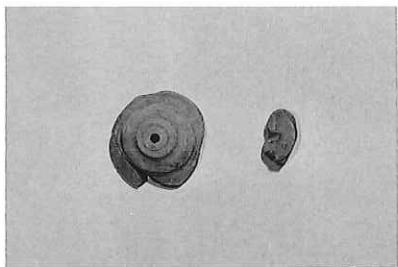
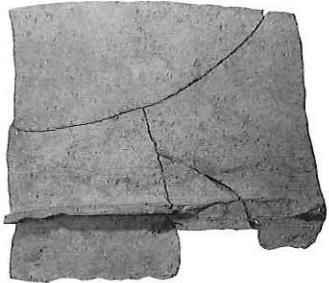
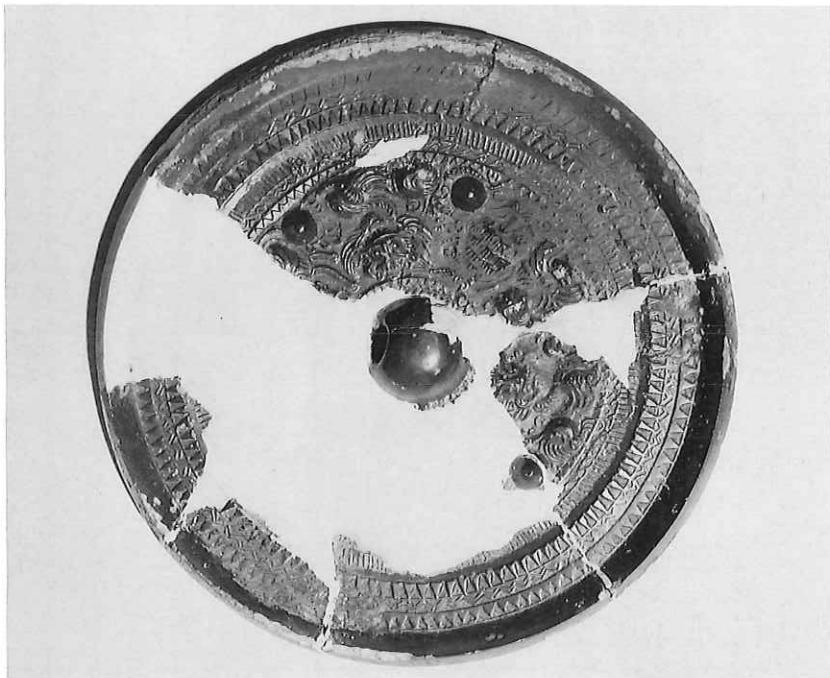


城崎町史

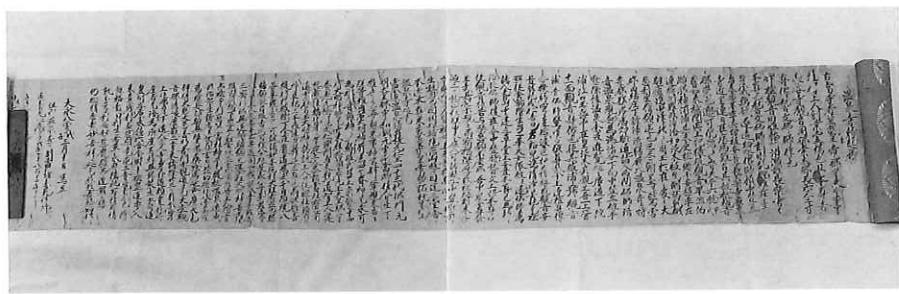
史料編



温泉寺千手觀音菩薩立像



小見塚古墳出土波文帶三神三獸鏡（上段）
(左)大型円筒埴輪 (右)紡錘車形石製品と勾玉（中段）
(左)朝顔形円筒埴輪 (右)鉄鎌（下段）



温泉寺縁起帳（大永八年）



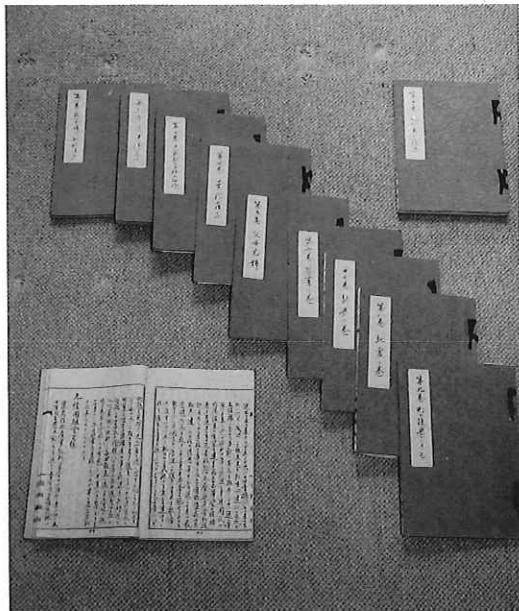
桃島池畔 宝篋印塔（応安五年）



温泉寺縁起図（海北友竹 1656～1726）



温泉寺襖絵（齐藤崎庵 嘉永四年）



石田松太郎氏とその手記（全11巻）



城崎大橋渡り初め（昭和31年）

序

城崎町は四季折々の自然に恵まれた美しい風景と天恵の温泉を柱に詩情豊かな情緒をかもしながら生生発展してきました。

昭和六十三年に待望の城崎町史（本文編）が完成し、「歴史と文学といで湯の町」の歴史的変遷が明らかにされました。

冒頭には、平安時代の古今和歌集に、「但馬国の湯にまかりける時に、ふたみの浦といふ所にとまりて…」とあるように、すでに一〇〇〇年以上も前から都びとがはるばる城崎の温泉に赴いていたことが記されており、温泉の発祥や由来についても多くのことが述べられています。

私達の祖先は千古の昔から、乏しい暮らしの中で自然とともに生き、暖かい心を寄せ合い、助け合ないながら、お互いの心のつながりや、きずなを大切にして、地域の文化を伝承し、発展させてきました。

しかし、今日では、物の豊かさのために、あたたかい人間性が失われつつある世の中となり、心

の豊かさを求める人づくりが叫ばれていますが、私達は、先人のこされた教訓を学びとり、明日への町づくりに活かしていかなければならぬと痛感しております。

城崎町史（本文編）の刊行から二年、膨大な史料がまとめられて、この度城崎町史史料編が発刊の運びとなりました。これによつて新城崎町発足三十周年の記念事業が完結することになりましたことはこの上もない喜びであります。

どうか本史料編も、本文編ともどもご愛読たまわり、城崎町をより深く理解していただき、この上とも暖かいご指導を賜りますようお願いいたします。

記念事業として思い立つてより、約十年の歳月が流れましたが、この間、京都大学上田正昭教授をはじめとして専門委員、執筆委員、編さん委員の諸先生方には、あの大正十四年五月二十三日の北但大震災で全町が烏有に帰し、貴重な文献等が焼失した悪条件を克服され日夜調査、研究、史料蒐集にあたられて立派な町史を完成されましたご労苦に対し、深甚なる敬意と謝意を表します。また史料提供などご協力をいただいた方々、事務局職員のみなさんに心からお礼を申し上げ発刊のごあいさつとします。

平成二年四月

城崎町長　西村悌六

監修のことば

『城崎町史』の編纂にかんする町当局からのご相談をうけたのは、昭和五十五年の冬であった。そして調査・執筆のメンバーが決定して、第一回の町史編纂委員会が開催されたのが、昭和五十六年の四月であつた。爾来調査が開始され、苦心の執筆のうちに、ようやくその本文編が公刊された。時は昭和六十三年の三月であつた。

本文編の執筆にさいしても、多くの史料の蒐集と調査につとめたが、本文編の刊行後、あらたに多くの史料が発見されて、それらの調査と検討に、専門委員をはじめとする関係者が熱心に従事してきた。とりわけ近世、近・現代にかかる史料はおびただしい量にのぼり、収載をめぐる取捨選択にとまどいを覚えるほどであつた。その調査と検討、編成と叙述の努力の積み重ねによつて、このたびその内実をともなつた史料編を発刊することができた。

本巻（史料編）は、さきに刊行された本文編を補完するにふさわしい内容を具備しており、いで湯と文学のまち——城崎町の歴史と文化の伝統と創造の史脈をいつそうあざやかに照射してやまない。

町史編纂関係者の方々はもとよりのこと、史料を提供していただいた各位に深く感謝する。

史料編の編纂にあたっては、原始・古代から近・現代にいたるまでを、原則的に編年して収載し、章・節にわけて、史料にそくした綱文をそえたが、とくに近世、近・現代については、読者・利用者の便宜を考慮して、各節ごとの編年を原則とした。とくに各時代ごとに、収載史料にかんする解説をそのはじめに配置して、本巻の理解をうながすのに寄与するよう工夫されている。そして付編を設けて、貴重な記録である石田松太郎日記、城崎独自の浴場と旅館にかかる史料、城崎町に分布する石造遺物および特産品麦わら細工の製法にかんするものなどを収録した。これらは本巻をさらに特色づけるものとなつてゐる。

いで湯と文学、その歴史と文化の全貌は、本文編とこの史料編とによつて、そのおよそをみきわめることが可能となつた。城崎に生まれて、城崎小学校を卒業し、幼少年期を城崎ですごした私にとっても、城崎町史（全二巻）の完成は感慨ひとしおのものがある。城崎町史の解明は、但馬史の軌跡をうかびあがらせることに役だつばかりでなく、日本海沿岸地域の歴史と文化の探求にも貢献するはずである。

歴史と文化のありし日を熟知することは、現在と未来をいかに生きるか、明日の新しい町づくり

のあらたなエネルギーをつちかう原動力ともなる。本文編にあわせて史料編を活用していただくよう期待する。城崎町の歴史と文化は、悠久の未来への歩みのなかに力強くよみがえつてくる。

平成二年四月二十日

京都大学教授 文学博士 上田正昭

凡例

一、本書は『城崎町史』史料編として、原始・古代、中世、近世、近・現代および付編の史料を収載した。

一、史料の配列は、原則として年月日順に統一し、史料の前に内容を要約する綱文を提示した。また近世、近・現代については、原則として各節ごとに編年して収載した。

一、史料編には目次・細目次を設け、各時代ごとに通し番号を付した。

一、各時代ごとの解説をそのはじめに入れ、おののおの小見出しをつけた。

一、各史料ごとに所蔵者名を付記したが、史料提供など協力者の氏名は巻末に併記した。

一、文中の図・表・写真は一連番号をつけ巻末に一覧を挙げた。

一、史料の記載様式はつぎの通りである。

(1) 文字は原則として常用漢字を、それ以外は正字を用い、変体がなは現行のひらがなに改めた。

(2) 誤字・脱字は（ママ）（カ）と傍注するか、正字を（ ）に入れて傍示した。

(3)虫損・汚損で解読不能の個所は字数のわかるものは□□で、字数の不明なものは□□で示した。
(4)綱文の下に年号と西暦を入れた。

(5)収載史料のうち、一部に差別につながる身分などの記載があるけれども、史料の内容を明らかにするため、原文のまま収めた。これを決して誤用することなく、あくまでも批判的に読解し、不當な身分差別撤廃への認識を深めていただきたい。

一、本巻の委員会名簿および執筆分担は巻末に掲げたとおりである。

第一章 原始・古代

史料解説

| | |
|--------------|----|
| 第一節 遺跡の分布状況 | 6 |
| 第二節 既往の調査 | 14 |
| 第三節 奈良時代の民衆 | 50 |
| 第四節 変りゆく律令国家 | 55 |

第二章 中世

史料解説

| | |
|-------------------|-----|
| 第一節 摂関・院政期の但馬 | 61 |
| 第二節 公武の政争と荘園の動き | 69 |
| 第三節 南北朝の動乱と下剋上の時代 | 79 |
| 第四節 温泉寺所蔵文書 | 93 |
| 第五節 秦忠雄家所蔵文書 | 98 |
| | 114 |

第三章 近世

史料解説

第一節 村々の概要

| | |
|------------------|-----|
| 1、城崎地方の支配 | 133 |
| 2、検地の実施—検地帳と地詰帳 | 165 |
| 3、村々の様子—村明細帳 | 207 |
| 4、村々の戸数、人口の変遷 | 235 |
| (1) 宗旨人別と宗門改帳 | 235 |
| (2) 戸数・人口の増減 | 286 |
| 第二節 年貢納入と定免法 | 301 |
| 1、年貢納入—年貢免状と皆済目録 | 301 |
| 2、檢見法と定免法 | 340 |
| 3、破免と檢見願い | 353 |
| 4、石代納めと備荒貯穀 | 369 |

第三節 村々の政治と農民統制

| | |
|---------------|-----|
| 1、村役人と村民 | 378 |
| 2、触書・条目・廻状 | 382 |
| 3、村法・村定めと農民統制 | 390 |
| 4、村の諸記録 | 378 |

第四節 農業の発達と争論の増大

| | |
|------------------------|-----|
| 1、新田の開発 | 425 |
| 2、用水の利用—水車・井堰の設置・水論の増大 | 430 |
| 3、山野の利用—入会山争論の増大 | 425 |
| 4、村境・地境争論 | 449 |
| 5、田畠の売買、地主・小作人 | 463 |

第五節 産業と交通の発達

| | |
|-----------------|-----|
| 1、川漁と漁業 | 469 |
| 2、交通の発達と円山川の水運 | 469 |
| (1) 交通の発達と廻船 | 484 |
| (2) 廻船・渡しをめぐる争論 | 484 |

第六節 村々の生活

1、奉公稼ぎと借用証文

2、凶作・災害と飢饉

(1) 天明・天保の凶作と飢饉の慘状

(2) 大洪水と拝借願い

(3) 大風雨・大地震の災害

3、夫食米拝借と窮民の救済

4、普請工事と公普請の要求

第七節 農民の団結と抵抗

1、愁訴・徒党・強訴

2、幕府巡見使への愁訴

第八節 城崎温泉と神社・寺院

1、城崎温泉と薪炭の購入

2、城崎の神社・寺院

3、芝居・狂言の興業

601 596 590

590 581 560

560 552 526

520 516 504

502 504 502

第四章 近・現代

史料解説

第一節 明治維新と布達

1、久美浜陣屋の布達

2、物産の取調べ

3、小学校の経費

607

623

627

643

667

677

698

第二節 明治中期の社会

第三節 勤儉奨励と農業の近代化

第四節 大正・昭和初期の国民教化運動

第五節 北但大震災復興と昭和恐慌

719

第六節　内湯問題と温泉の近代化

743

第七節　戦時体制の進展

778

第八節　戦後の民主化と町村合併

791

第五章 付 編

史料解説

| | |
|--------------|-----|
| 第一節 石田松太郎手記 | 831 |
| 第二節 沐場と旅館の変遷 | 888 |
| 1、湯槽（外湯）の変遷 | 888 |
| 2、旅館規定の推移 | 900 |
| 3、旅館數（宿名）の変遷 | 904 |
| 第三節 城崎町の石造遺物 | 913 |
| 第四節 麦わら細工の製法 | 943 |
| 1、製法の概要 | 943 |
| 2、作品の種類 | 948 |

第一章 原始・古代

史料解説

第一節 遺跡の分布状況

調査の方法

| | | | |
|-------------|----|----|----|
| (1) 温泉街西方地区 | 18 | 16 | 6 |
| (2) 温泉街中心地区 | | | 6 |
| (3) 上山北部地区 | | | 10 |
| (4) 飯谷地区 | | | 10 |
| (5) 上山南部地区 | | | 12 |

| | |
|--------------------------|----|
| (3) 稲荷裏山古墳 | 21 |
| (4) 大神塚古墳群 | 24 |
| (5) 二見谷古墳群 | 27 |
| (6) ケゴヤ古墳 | 32 |
| (7) スクモ塚一号墳 | 41 |
| (8) 堂場遺跡・明祖庵遺跡 | 44 |
| (9) 桃島出土舟様木製品 | 46 |
| 一、但馬の奴婢、東大寺に売進さる | 50 |
| 二、東大寺より逃亡の奴二名、再度進上さる | 51 |
| 三、東大寺より逃亡の奴藤麻呂、再度進上さる | 51 |
| 四、東大寺、奴婢買進の印書を但馬国等に送る | 52 |
| 五、東大寺、奴藤麻呂請取と他の二名の逃亡を報ず | 52 |
| 六、但馬国、東大寺より再度逃亡の奴糟麻呂を返送す | 52 |
| 七、諸国に健児設置さる | 53 |

第二節 既往の調査

概要

| | |
|------------|-------|
| (1) スクモ塚遺跡 | |
| (2) 小見塚古墳 | |

第四節 変りゆく律令国家

第二章 中世

| | |
|-------------------|----|
| 八、城崎郡溝旱により被災者に給復す | 55 |
| 九、延喜式神名帳 | 55 |
| 一〇、延喜式に見える但馬国の郡名 | 56 |

| | |
|----------------------|----|
| 一一、藤原兼輔、但馬の湯(城崎)に来遊す | 56 |
|----------------------|----|

| | |
|-------------------|----|
| 一二、和名類聚抄に見る城崎郡の郷名 | 56 |
|-------------------|----|

| | |
|------------------------|----|
| 一三、藤原純友与党藤原文元・文用但馬で討たる | 57 |
|------------------------|----|

| | |
|--------------------|----|
| 一四、大中臣能宣、結の浦で和歌を詠む | 57 |
|--------------------|----|

| | |
|-----------------------|----|
| 一五、壬生忠見、城崎参向の貴人に和歌を贈る | 58 |
|-----------------------|----|

第一節 摂関・院政期の但馬

史料解説

| | |
|--------------------------|----|
| 一、中納言藤原隆家、事に坐し但馬に配さる | 69 |
| 二、藤原道長、除目において隆家らの左遷を決定する | 69 |
| 三、藤原隆家、但馬に留まる | 70 |
| 四、但馬国郡司ら国守藤原実経を訴う | 71 |
| 五、朝廷、国守実経の釐務停止、郡司等の帰国を命ず | 72 |
| 六、但馬守実経、絹糸を右大臣藤原実資に贈る | 72 |
| 七、但馬守源則理、八幡別宮と争い配流さる | 73 |
| 八、但馬守高階仲章、尊勝寺金堂等を造進す | 74 |
| 九、平正盛、源義親討伐により但馬守に補任さる | 74 |
| 一〇、藤原忠隆、但馬守に就任し在庁官人に | 75 |

政務を命ず

| | | | |
|---|----|---|----|
| 一一、藤原隆季、七才で但馬守に補任さる | 76 | 二七、守護太田政頼、国内所領を調査、大田文を作成す | 86 |
| 一二、貴人、但馬湯下向を停む | 76 | 二八、氣比水上莊領家、地頭の争論裁決さる | 87 |
| 一三、温泉寺、八条院領に含まる | 77 | 二九、氣比水上莊、亀山院仏事用途を負担す | 89 |
| 一四、治承三年政変により但馬守源信賢解官される <small>(二一七九)</small> | 77 | 三〇、氣比水上莊、大宮院領に含まれる | 90 |
| 一五、平経正、但馬守に補任さる | 78 | 三一、元弘元年後醍醐天皇の皇子、但馬に配流さる | 91 |
| 一六、平経盛知行国但馬より兵乱米を徴収す | 78 | 三二、元弘三年後醍醐の皇子、但馬より六波羅攻に参戦す <small>(二二三)</small> | 91 |
| 一七、幕府、後藤基清に平盛継追討を命ず | 79 | 三三、下鶴井莊公文職、清水寺に寄進さる | 93 |
| 一八、幕府、雅成親王を但馬に配流す | 82 | 三四、下鶴井莊公文分田畠坪付を注進す | 93 |
| 一九、親王は室の朝倉へ下向す | 82 | 三五、氣比水上莊領家職、清水寺に寄進さる | 94 |
| 二〇、執權北条義時、田結莊に対する濫妨停止を命ず | 83 | 三六、吉田兼好、城崎よりの帰途に和歌を詠む | 94 |
| 二一、藤原範基、但馬の所領にて死去す | 83 | 三七、氣比莊、康正一年の内裏造営の段錢を負担す <small>(二四五六)</small> | 94 |
| 二二、氣比水上莊等、尊守法親王門跡領となる | 84 | 三八、足利義政、氣比莊等を北野社に返付す | 95 |
| 二三、藤原知家、結の浦にて和歌を詠む | 84 | 三九、飯尾宗祇、但馬二見浦に来遊す | 95 |
| 二四、雅成親王、但馬の配所で死去す | 85 | 四〇、北野社、氣比水上莊等還付を幕府に訴願す | 95 |
| 二五、西園寺実雄、但馬への途次に和歌を詠む | 85 | 四一、氣比水上莊等の北野社への返付命ぜらる | 96 |
| 二六、安嘉門院、城崎温泉に入湯す | 85 | 四二、山名政豊、氣比莊返付すべき旨を北野社に報ず | 96 |

第二節 公武の政争と荘園の動き

第三節 南北朝の動乱と下剋上の時代

| | |
|--|----|
| 四三、 ^(一五五〇) 天文十九年左兵衛督飛鳥井雅教ら、城崎に来遊す | 97 |
| 四五、氣比莊、北野社領に含まる | |

第四節 温泉寺所蔵文書

| | |
|---------------------------------|-----|
| 四五、温泉寺寺領関係の文書 | 98 |
| 四六、(参考)佐々木成清、温泉寺造営料の 湯銭徵収を命ず | 98 |
| 四七、(参考)山名氏被官等、温泉寺に 種々の寄進を行ふ | 98 |
| 四八、(参考)大田垣通泰、寺領等を寄進す | 101 |
| 四九、温泉寺縁起 | 102 |
| 五〇、曼陀羅記 | 104 |
| 五一、本堂十一面觀音懸仏銘 | 113 |
| 五二、本堂木部銘 | 113 |
| 第五節 秦忠雄家所蔵文書 | 114 |
| 五三、山名氏歴代、円通寺領諸役免除、安堵等を命ず | 114 |
| 五四、(参考)百嶋の漁業権保障に関する文書 | 116 |

第二章 近世

史料解説

第一節 村々の概要

1、城崎地方の支配

| | |
|------------------|-----|
| 一、今津村の領主年代記 | 133 |
| 二、城崎の領主代官名と年代記 | 135 |
| 三、牢番の費用と牢の経費 (1) | 144 |
| 四、牢番の費用と牢の経費 (2) | 147 |
| 五、牢番の費用と牢の経費 (3) | 147 |
| 六、番人の諸費用の書き上げ | 149 |
| 2、検地の実施—検地帳と地詰帳 | 153 |
| 七、桃嶋村延宝四年の検地帳 | 165 |
| 八、結村延宝五年の検地帳 | 182 |

| | |
|--------------------------|-----|
| 九、戸嶋村の検地帳（正徳二年） | 199 |
| 一〇、桃嶋村の新田検地帳（享保十七年） | 202 |
| 一一、桃嶋村の新田検地帳（元文元年） | 204 |
| 一二、検地の実施と村高増大 | 206 |
| 一三、戸嶋村の明細表（延享元年） | 207 |
| 一四、今津村の明細帳（延享三年） | 210 |
| 一五、結村の明細帳（宝暦三年） | 214 |
| 一六、飯谷村の明細帳（宝暦六年） | 220 |
| 一七、樂々浦村の明細帳（宝暦十年） | 229 |
| 一八、桃嶋村の明細帳（天明八年） | 231 |
| 一九、宗門帳差上げ御免の願書 | 235 |
| 二〇、桃嶋村の家数と男女別人数 | 236 |
| 二一、家出人の宗門帳外しの願書 | 238 |
| 二二、村々の様子—村明細帳 | 244 |
| 二三、樂々浦村宗門改帳（文久二年） | 239 |
| 二四、人返しにつき請書 | 286 |
| 二五、戸嶋村の家数・人数の書上帳（享和元年） | 287 |
| 二六、森組十三カ村の家数・人数書上帳（寛政三年） | 288 |
| 二七、森組十三カ村の人数増減帳（享和三年） | 290 |
| 二八、森組十三カ村の家数・人口増減帳（慶応三年） | 293 |
| （2）戸数・人口の増減 | 286 |
| 二九、戸嶋村の年貢免状 | 301 |
| 三〇、年貢免状 | 301 |
| 三一、年貢皆済目録 | 302 |
| 第一節 年貢納入と定免法 | |
| 1、年貢納入—年貢免状と皆済目録 | |
| 4、村々の戸数、人口の変遷 | |
| （1）宗旨人別と宗門改帳 | |

4、石代納めと備荒貯穀

| | |
|-------------------------|-----|
| 六三、石代値段大巾引下げ小前共不承知につき歎願 | 369 |
| 六四、貯穀増石御免の願書 | |
| 六五、但馬四郡村々庄屋石代割増納入反対の訴状 | 370 |
| 六六、正銀買入困難につき銀納日限延期の願い | 374 |

第三節 村々の政治と農民統制

1、村役人と村民

| | |
|-----------------------|-----|
| 六七、庄屋給引下げの村民要求 | 378 |
| 六八、庄屋給引下げ要求について庄屋の口上書 | 378 |
| 六九、惣代庄屋設置反対の願書 | 379 |
| 七〇、庄屋の跡役を入札により決定 | 380 |
| 七一、丹後・但馬両国郡中惣代役につき願書 | 380 |

3、村法・村定めと農民統制

| | |
|--------------------|-----|
| 七八、村中の生活につき申合せ | 390 |
| 七九、津居山村の村定め | 391 |
| 八〇、きびしい生活の統制 | 393 |
| 八一、来日村の村中申合せ | 395 |
| 八二、但馬国五郡取締り規定につき請書 | 396 |

2、触書・条目・廻状

| | |
|-------------------------|-----|
| 七二、無益の出入（訴訟）禁止指示の請書 | 382 |
| 七三、野村権九郎代官触状にたいする請書 | 383 |
| 七四、久美浜役所よりの出稼禁止、人返し令 | 386 |
| 七五、番非人への厳しい申渡しつき惣代庄屋の請書 | 387 |
| 七六、村方取締りにつき代官よりの申付け | 388 |
| 七七、異国船渡来につき | |
| 武器製作のため梵鐘差出しの触状 | 389 |

4、村の諸記録

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 八三、村の水利や入会山など明細の報告 | 399 |
| 八四、桃嶋村の小入用帳 | 400 |
| 八五、村中小入用帳 | 404 |
| 八六、桃嶋村永代記録帳 | 407 |
| 八七、今津村の諸事記録帳（抄） | 417 |
| 1、新田の開発 | 425 |
| 八八、新田開発地の竿入れにつき願書 | 425 |
| 八九、下嶋の新田開発につき返答書（樂々浦村） | 426 |
| 九〇、新開地書出し提出の指示につき返答 | 427 |
| 九一、桃嶋村の田畠高反別帳 | 427 |
| 1、新田の開発 | 427 |
| 九二、嶋の田地干損につき用水設置の願書 | 430 |
| 九三、今津・樂々浦両村用水溜め対立に つき久美浜庄屋等の取扱い証文 | 431 |
| 九四、用水溜池をめぐる今津村との 対立につき樂々浦村の返答書 | 433 |
| 九五、往古よりの用水場につき今津村の訴え | 437 |
| 九六、溜池堤の稻木取払いにつき済口証文 | 438 |
| 九七、今津村・樂々浦村稻木建一件につき内済書 | 438 |
| 九八、用水溜池場の稻木建につき今津村の訴え | 440 |
| 九九、溜池場稻木建争論につき樂々浦村の返答書 | 441 |
| 一〇〇、水車と用水引取り | 444 |
| 一一一、野山の出水用水利用につき樂々浦村の願い | 445 |
| 一〇二、旱魃水不足のため新溝一件につき 戸嶋・結両村の約定 | 446 |

2、用水の利用—水車・井堰の設置・水論の増大

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 九二、嶋の田地干損につき用水設置の願書 | 430 |
| 九三、今津・樂々浦両村用水溜め対立に つき久美浜庄屋等の取扱い証文 | 431 |
| 九四、用水溜池をめぐる今津村との 対立につき樂々浦村の返答書 | 433 |
| 九五、往古よりの用水場につき今津村の訴え | 437 |
| 九六、溜池堤の稻木取払いにつき済口証文 | 438 |
| 九七、今津村・樂々浦村稻木建一件につき内済書 | 438 |
| 九八、用水溜池場の稻木建につき今津村の訴え | 440 |
| 九九、溜池場稻木建争論につき樂々浦村の返答書 | 441 |
| 一〇〇、水車と用水引取り | 444 |
| 一一一、野山の出水用水利用につき樂々浦村の願い | 445 |
| 一〇二、旱魃水不足のため新溝一件につき 戸嶋・結両村の約定 | 446 |

3、山野の利用——入会山争論の増大

| | |
|----------------------------|-----|
| 一〇三、宮代谷の立会につき来日村の返答書 | 449 |
| 一〇四、宮代谷の薪立会につき簸磯・来日両村の申合わせ | 450 |
| 一〇五、宮代山の薪木壱荷刈につき来日村の訴え | 451 |
| 一〇六、百姓の持ち林小前帳 | 452 |
| 一〇七、山論出入の取調べ延期につき一札 | 454 |
| 一〇八、觀音浦谷上の入会権につき戸嶋村の訴え | 454 |
| 一〇九、入会争論につき今津村惣百姓の訴え | 455 |
| 一〇〇、入会権につき今津村の主張 | 457 |
| 一一一、今津・戸嶋両村入会争論の済状 | 457 |
| 一二二、入会山山札一件につき願書 | 458 |
| 一二三、山論入費につき今津村の借金 | 459 |

4、村境・地境争論

| | |
|---------------------------|-----|
| 一二四、樂々浦の漁場侵害につき訴え | 469 |
| 一二五、網場をめぐる樂々浦・今津村の取替し証文 | 470 |
| 一二六、小嶋村の鰯網稼ぎ差止めにつき惣代庄屋の訴え | 470 |
| 一二七、樂々浦村と小嶋村の漁業権につき済証文 | 473 |

第五節 産業と交通の発達

1 川漁と漁業

5、田畠の売買、地主・小作人

| | |
|----------------------|-----|
| 一一七、田畠売渡し証文（寛文十年） | 464 |
| 一一八、田畠の売渡し証文（延宝八年） | 464 |
| 一一九、田畠の売渡し証文（元禄十五年） | 465 |
| 一二〇、田畠の売渡し証文（正徳三年） | 465 |
| 一二一、新田の売渡し証文 | 466 |
| 一二二、出作人の免状夫銀出入れの内済証文 | 466 |
| 一二三、新田の売渡し証文 | 467 |

一二八、樂々浦村の漁業妨げにつき訴訟…………… 477

二九、樂々浦・小嶋両村の漁業権につき済証文… 479

三〇、大川筋の漁業につき済口証文…………… 481

三一、大川の漁業につき樂々浦漁師の訴え…… 483

481

第六節 村々の生活

1、奉公稼ぎと借用証文

四〇、他国奉公稼ぎ禁止の請状…………… 502

四一、地所譲り渡し証文…………… 502

四二、源義経の粟借用の証文（写）…………… 503

四三、三カ村庄屋の借用証文…………… 504

四四、天明大凶作につき押借米の願書…………… 505

四五、凶作につき郡中儉約の申合わせ…………… 505

2、凶作・災害と飢饉

（1） 天明・天保の凶作と飢饉の慘状…………… 504

四六、凶作困窮につき御用銀ご免の歎願…………… 506

四七、天候不順・作柄不良につき郡中惣代の届書…………… 507

四八、天保飢饉と餓死人・飢病人取調べ（三月）… 507

四九、天保飢饉と餓死人・飢病人取調べ（五月）… 509

五〇、天保飢饉と死失人・飢病人取調べ…………… 509

（2） 回船・渡しをめぐる争論…………… 498

三七、川筋村々と高瀬舟運行者との約定証文… 498

500

三八、川筋通い船のお尋ねにつき九力村連印の返答… 500

506

三九、今津村の渡し増銭の願い…………… 506

511

| | | | |
|------------------------------|-----|----------------------------|-----|
| 一五一、天保飢饉と絶家・死失人取調べ | 514 | 一五六、貸付け拝借の小前帳 | 548 |
| (2) 大洪水と拝借願い | 516 | 4、普請工事と公普請の要求 | |
| 一五二、寛政2年の大洪水の注進 | 516 | 一六五、潮因地堤防普請の一札 | 552 |
| 一五三、俄か洪水にて作物流出災害につき破免願い | 517 | 一六六、豊岡川の普請工事等の報告 | 553 |
| 一五四、前代未聞の大洪水につき九カ村の拝借願い | 519 | 一六七、水除け石積堤公用普請の願書 | 554 |
| (3) 大風雨・大地震の灾害 | 520 | 一六八、川除け用水路公普請の願書 | 556 |
| 一五五、大風災害の届け | 520 | 一六九、公儀御普請所認定の願書 | 557 |
| 一五六、安政の大地震と大風の被害状況 | 521 | 一七〇、普請役・勘定吟味役の動向につき代官所への報告 | 558 |
| 一五七、村中焼失につき小屋掛け料など拝借願い | 525 | | |
| 3、夫食米拝借と窮民の救済 | | | |
| 一五八、夫食米の拝借小前帳 | 526 | | |
| 一五九、凶作につき下組九カ村の拝借米願い | 530 | | |
| 一六〇、飢難に備え木の根草等貯蔵の申渡し | 531 | | |
| 一六一、天保大凶作難儀人救い方人別帳 | 533 | | |
| 一六二、大飢饉につき但馬・丹後の惣代庄屋五千両の拝借願い | 543 | | |
| 一六三、城崎郡九カ村夫食代二百両拝借願い | 545 | | |

| | |
|------------------------|--|
| 第七節 農民の団結と抵抗 | |
| 1、愁訴・徒党・強訴 | |
| 一七一、城崎郡天領四三カ村の年貢減免の訴え | |
| 一七二、徒党の主謀者差出しの触書 | |
| 一七三、城崎郡中村々の集会計画の経過と詫び状 | |
| 560 | |
| 570 | |
| 571 | |

一七四、米納に反対し銀納要求の願書.....573

一七五、城崎郡三原村等九カ村百姓徒党につき詫び状 575

一七六、百姓徒党につき今津村庄屋の返答書.....576

一七七、氣多郡十三カ村の廻米負担の米納を反対し訴状.....577

一七八、惣代庄屋私曲参会につき願書.....579

一七九、郡中惣百姓の申合わせにつき惣代庄屋への訴え 579

一八〇、郡中惣代庄屋の賃金につき無名の投書.....580

2、幕府巡見使への愁訴

一八一、城崎郡五十カ村惣百姓の訴状.....581

一八二、但州城崎郡五十カ村庄屋百姓の

痛みの条々を巡見使に訴える.....585

一八三、但馬国四郡惣百姓巡見使に訴状.....588

| | |
|---|--------------|
| 一八四、湯嶋村百姓入湯人減少につき 伯耆倉吉の産物売捌き許可願い.....590 | 1、城崎温泉と薪炭の購入 |
| 一八五、薪の他郡積出し差し止めの願書.....591 | |
| 一八六、薪他郡積出しにつき内川筋村々の願書.....592 | |
| 一八七、薪の他郡積出し一件の済口証文.....594 | |

2、城崎の神社・寺院

一八八、温泉寺山の境界の定め.....596

一八九、宮普請諸入用帳.....597

一九〇、神社・寺院について明細差出し.....599

一九一、神輿壱社仕上げ代金の請取狀.....600

第八節 城崎温泉と神社・寺院

3、芝居・狂言の興業

- 一九一、芝居・狂言などの催し禁止につき村中の申合わせ 601
一九二、歌舞伎・あやつり芝居興業
禁止につき村中の請書 602

史料解説

第一節 明治維新と布達

1、久美浜陣屋の布達

- 一、仏徒にたいする研究練膽の達書（慶應四年） 623
二、久美浜陣営官軍執事の達書（慶應四年） 625
三、王政復古と農兵取り立ての達書（慶應四年） 625
四、御一新につき徒党禁止等の触書（明治二年） 625
五、久美浜県庁よりの達書（明治三年） 626
六、年貢皆済期日につき久美浜県の通達

（明治二年） 626

2、物産の取調べ

- 七、結村の物産取調べ（明治十一年） 627
八、戸島村の物産取調べ（明治十一年） 629

第四章 近・現代

第二節 明治中期の社会

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 九、樂々浦村の物産取調べ（明治十一年） | 630 |
| 一〇、飯谷村の物産取調べ（明治十一年） | 631 |
| 一一、明治十二年樂々浦組の物産表 | 632 |
| 一二、明治十三年結村外五力村物産取調べ | 638 |
| 二二、桃島溜池払下耕地交換歎願書 | 668 |
| 二三、今津村規約案 | 673 |
| 二四、日清戦争につき戰勝国威發揚の祈禱 | 675 |
| 二五、大日本農会々員募集への勧誘 | 676 |
| 二六、上山村儉約規定 | 677 |
| 二七、今津部落規約 | 678 |
| 二八、共同苗代組合準則 | 679 |
| 二九、戸島地区奉詔貯金規約 | 680 |
| 三〇、戸島地区への勤儉奨励の布達および 貯蓄組合の要領 | 685 |
| 一九、樂々浦小学校の経費（明治十六年） | 665 |
| 一四、樂々浦校の経費（明治十四年） | 647 |
| 一五、樂々浦校の経費（明治十四年） | 646 |
| 一六、樂々浦小学校経費（明治十五年） | 645 |
| 一七、樂々浦小学校経費（明治十五年） | 649 |
| 一八、樂々浦小学校教員給料等の請取簿 (明治十六年) | 650 |
| 三一、大正三年内川村々勢要覧 | 695 |

第四節 大正・昭和初期の国民教化運動

| | |
|-------------------------|------------|
| 三四、城崎郡役場よりの民力涵養講演会の通達 | 698 |
| 三三、内川村役場よりの民力涵養講演会の通達 | 699 |
| 三四、城崎郡民力涵養実行概目 | 700 |
| 三五、城崎郡養蚕集談会の通達 | 701 |
| 三六、消費節約に関する城崎郡小学校長宛通達 | 703 |
| 三七、内川村の国民精神作興に関する講演会の通達 | 704 |
| 三八、内川村戸主会々則 | 705 |
| 三九、内川村来日儉約規定 | 707 |
| 四〇、内川村戸主会実行規約 | 709 |
| 四一、来日地区賭博及び屋外窃盜制止規約 | 711 |
| 四二、城崎町勤儉節約規定 | 712 |
| 四三、二見地区節約実行規定 | 714 |
| 四五、内川村婦人会来日支部会則 | 717 |
| 第五節 北但大震災復興と昭和恐慌 | 719 |

| | |
|------------------------|-----|
| 四六、西村佐兵衛町長退職につき事務引継報告 | 721 |
| 四七、城崎町町税及水道料滞納状況（昭和四年） | 730 |
| 四八、城崎町昭和三年度末町税滞納状況 | 730 |
| 四九、城崎町旅館復旧資金元金償還年額変更申請 | 731 |
| （昭和六年） | |
| 五〇、城崎町昭和七年度末町税滞納状況 | 733 |
| 五一、城崎町昭和八年度末町税滞納状況 | 734 |
| 五二、電燈・電力料金値下げに関する城崎町会 | 735 |
| （昭和九年） | |
| 五三、城崎町昭和十年度末町税滞納状況 | 736 |
| 五四、都市計画法適用町に指定の申請 | 737 |
| （昭和十一年） | |
| 五五、城崎町昭和十二年度末町税滞納状況 | 739 |
| 五六、城崎町昭和十三年度末町税滞納状況 | 740 |
| 五七、城崎町経済更生委員会規定（昭和十四年） | 740 |
| 五八、城崎町昭和十五年度末町税滞納状況 | 742 |

四五、西村佐兵衛町長の震災復興補助金陳情書

719

第六節 内湯問題と温泉の近代化

| | |
|--|-----|
| 五九、城崎町会内湯設置反対建議（昭和六年） | 743 |
| 六〇、城崎温泉発展策（昭和七年） | 743 |
| 六一、城崎町会の片岡氏への内湯要求訴訟撤回要請 （昭和八年） | 759 |
| 六二、城崎町戸主会開催状況報告（昭和十一年） | 764 |
| 六三、城崎町民大会開催状況報告（昭和十一年） | 765 |
| 六四、城崎町発展の嘆願書（昭和十三年） | 766 |
| 六五、城崎温泉利用条例（昭和二十五年） | 772 |
| 六六、城崎温泉利用条例細則（昭和二十五年） | 775 |
| 七一、在郷軍人会城崎町分会と第三十九回陸軍記念日 （昭和十九年） | 787 |
| 七二、城崎町民号飛行機献納に対する礼状 （昭和十九年） | 788 |
| 七三、在郷軍人会城崎町防衛隊要員任命通知 （昭和十九年） | 789 |
| 七四、城崎町飯菜骨柳生産供出組合規約 （昭和十九年） | 789 |
| 七五、北但地区町村合併市制実施に関する城崎町会 七六、北但地区町村合併市制実施に関する町會議案 七七、城崎同人クラブ規約 | 791 |
| 七八、部落耕地委員会規約準則 | 794 |
| 七九、城崎都市計画区域の諮問書 | 795 |
| 八〇、城崎都市計画区域の答申書 | 795 |
| 八一、町村合併に関する城崎町会 （昭和二十九年一月二十六日） | 797 |
| 六七、公立青年訓練所設置議案（大正十五年） | 778 |
| 六八、学校内の階級意識と私刑事件（昭和十年） | 778 |
| 六九、選舉肅正への心得（昭和十二年） | 781 |
| 七〇、太平洋戦争下の城崎町産業統制 | 786 |
| （昭和十七年） | 786 |

八二、町村合併に関する城崎町会
（昭和二十九年三月三十一日） ······
801

八三、町村合併に関する内川村会
（昭和二十九年五月二十二日） ······
804

八四、城崎温泉地計画 ······
804

八五、町村合併に関する城崎町会
（昭和二十九年九月二十二日） ······
812

八六、内川村会の城崎町との合併の議案 ······
814

八七、新城崎町建設計画策定議案 ······
814

八八、新城崎町建設計画書 ······
815

史料解説

第一節 石田松太郎手記

一、第二卷年中行事 ······
831

二、第八卷地震の巻 ······
831

(1) 城崎節 ······
864

(2) 地震勃発 ······
864

(3) 地震の当夜とその翌日 ······
865

(4) 震災横死者の葬式 ······
865

(5) 地震に活躍した人々 ······
871

(6) 死傷者のなかつた倅合せ ······
875

(7) 地震見舞の來訪と見舞品贈与 ······
875

(8) 震災直後と天理教のテント内生活 ······
879

(9) 県営住宅 ······
881

第五章 付 編

| | |
|------------------------|-----|
| (10) 震災横死者の慰靈祭 | 882 |
| (11) 仮住宅落成 | 883 |
| (12) 赤金堀り | 883 |
| (13) 救援物資と慰問袋 | 885 |
| (14) バラックに於ける生活 | 887 |
| 第二節 沿場と旅館の変遷 | |
| 1、湯槽（外湯）の変遷 | |
| 三、明治十四年五月 | |
| 「城崎温泉雑誌」（三宅竹隱著） | 888 |
| 四、明治二十六年九月 | |
| 「城崎温泉案内記」（城崎町役場発行） | 890 |
| 五、明治三十三年八月 | |
| 「城崎温泉誌」（三宅竹隱著） | 891 |
| 六、明治四十四年八月 | |
| 「城崎温泉案内記」（温泉事務所発行） | 893 |
| 七、大正二年六月 | |
| 「城崎温泉誌」（温泉事務所発行） | 894 |
| 八、大正五年七月 | |
| 「城崎温泉案内記」（城崎町役場発行） | 895 |
| 九、大正八年 | |
| 「城崎温泉案内記」（城崎町役場発行） | 896 |
| 一〇、昭和十年十一月「きのさき」（城崎町編） | 897 |

2、旅館規定の推移

| | |
|----------------------|-----|
| 一一、明治二十六年九月「城崎温泉誌」 | 900 |
| 一二、明治三十三年八月「城崎温泉案内記」 | 901 |
| 一三、明治四十四年「城崎温泉誌」 | 901 |
| 一四、大正二年六月「城崎温泉誌」 | 902 |
| 一五、大正五年七月「城崎温泉案内記」 | 903 |
| 一六、大正八年「城崎温泉案内記」 | 903 |

3、旅館数（宿名）の変遷

| | |
|--|-----|
| 二五、昭和十一年一月城崎温泉旅館組合員（八〇軒） 「組合員名簿」より..... | 909 |
| 二六、昭和十五年九月城崎温泉旅館當業者数（七七軒） 「温泉寺絵図」より..... | 910 |
| 二七、昭和三十年五月城崎温泉旅館数（七〇軒） 「きのさき温泉と温泉寺」より..... | 910 |
| 二八、昭和三十九年一月旅館組合員および當業者（八六軒） 「組合員名簿」「温泉寺絵図」より..... | 911 |
| 一七、寛政十一年湯嶋温泉宿（五九軒） 「温泉寺記録帳」による..... | 904 |
| 一八、明治二十二年城崎温泉宿姓名（三三軒） 「但馬商工便覧」による..... | 904 |
| 一九、明治三十年頃城崎温泉宿（三二軒） 「明治三十一年一月発行温泉寺図による」 | 905 |
| 二〇、明治三十三年修進社加盟旅館（二八軒） 「城崎温泉案内記」による..... | 906 |
| 二一、明治四十五年頃城崎温泉旅館名（二四軒） 「山陰名勝ノ栄」広告による..... | 906 |
| 二二、大正五年六月城崎温泉旅館（二一軒） 「玄武洞と内川の名勝」広告による..... | 907 |
| 二三、大正十三年頃の城崎温泉旅館名（四九軒） 〔震災直前の旅館〕現存しないもの | 907 |
| 二四、昭和六年城崎温泉旅館組合員（八三軒） 「年度宿泊延人員数表」より..... | 908 |

第三節 城崎町の石造遺物

| | |
|------------------------|-----|
| 二九、石造遺物分類表..... | 913 |
| (1) 宝篋印塔..... | 913 |
| (2) 名号・題目・三界万靈供養塔..... | 915 |
| (3) 納経・誦誦供養塔..... | 917 |
| (4) 回国巡礼供養塔..... | 918 |
| (5) 六体六地蔵..... | 919 |
| (6) その他の石像..... | 920 |

(7) 歌碑等.....
923

(8) 道標.....
923

(9) 町石.....
925

(10) 八十八カ所.....
928

(11) 神仏供養塔.....
936

(12) 燈籠.....
937

(13) その他.....
940

第四節 麦わら細工の製法

1、製法の概要

三〇、製法の概要および図表.....
943

(1) 材料.....
943

(2) 用具.....
944

(3) 染色.....
946

2、作品の種類

三一、作品の種類および図表

(1) 編組品.....
948

(2) 地張り.....
949

(3) 模様物.....
950

(4) 小筋物.....
951

(5) 天面構成.....
951

(6) その他.....
958